

# カンボジア王国

国民・信仰・国王

## カンボジア王国政府 第 190 号

### 民間人材派遣会社を通じたカンボジア人労働者の外国派遣の管理 に関する 政令

王国政府は、

- － カンボジア王国の憲法に基づき；
- － カンボジア王国の王国政府の任命に関する 2008 年 9 月 25 日付け勅令第 NS/RD/0908/1055 号に基づき；
- － 閣僚評議会の組織・機能に関する法律を發布した 1994 年 7 月 20 日付け勅令第 02/NS/94 号に基づき；
- － 労働法を發布した 1997 年 3 月 13 日付け勅令第 CS/RK/0397/01 号に基づき；
- － 労働・職業訓練省の設置に関する法律を發布した 2005 年 1 月 17 日付け勅令第 NS/RK/ 0105 /003 号に基づき；
- － 義務兵役に関する法律を發布した 2006 年 12 月 22 日付け勅令第 NS/RK/1206/030 号に基づき；
- － 人身売買・性的搾取の取り締まりに関する法律を發布した 2008 年 2 月 15 日付け勅令第 NS/ RK/0208/005 号に基づき；
- － 刑法典を發布した 2009 年 11 月 30 日付け勅令第 NS/RK/1109/022 号に基づき；
- － 労働・職業訓練省の組織・機能に関する 2005 年 4 月 1 日付け政令第 52 号に基づき；
- － 人口調査、募集、勧誘、学生および特殊事情のある国民のための猶予期間に係わる要件および手続ならびに義務兵役に関する法律の実施に関する、2009 年 11 月 24 日付け政令第 200 号に基づき；
- － 2011 年 8 月 5 日に開催された閣僚評議会の全体会議による承認に基づき；

以下を茲に決定する。

## 第 1 章 総則

### 第 1 条：

本政令は、カンボジア人労働者の外国派遣を管理することを意図するものである。

## 第2条：

本政令の目的は以下のとおりである：

- － カンボジア人労働者のために市場を発掘し、外国における職を提供すること；
- － カンボジアの国民の生活水準を向上させること；
- － 外国で働くカンボジア人労働者の安全を確保すること；
- － 人的資源の開発に貢献すること；
- － 貧困の撲滅に係わるカンボジア王国政府の政策の実施に貢献すること；

## 第3条：

本政令は、カンボジア王国内のすべての移住労働予定者、カンボジア人労働者、および人材派遣会社を対象として適用される。

## 第4条：

本政令において使用される主な用語は、以下の意味を有する：

- － 移住労働予定者とは、外国での雇用について申請し、労働・職業訓練省、外務・国際協力省、および内務省等の管轄当局のガイドラインに従って、人材派遣会社を通じ公式申請書および書類を作成中のカンボジア人労働者である、18歳以上の男女を意味する。
- － 労働者とは、人材派遣会社と就職斡旋契約が締結された時点から帰国する時点までの、労働移住のあらゆる段階にあるカンボジア国民の男女を意味する。当該用語には、インターンシップを通じ外国で就労し、労働・職業訓練省が認定する正規の契約を有するカンボジア国民の男女も含まれる。
- － 就職斡旋サービスとは、カンボジア王国および受入国の労働法およびその他の適用法に従って、カンボジア王国以外のあらゆる国においてフルタイムの雇用機会を発掘することを意味する。
- － 人材派遣会社とは、カンボジア王国の適用法および規則に基づき正式に設立され、外国における全面的な就職斡旋サービスの提供について労働・職業訓練省による公的免許の交付を受けた、あらゆる民間の法的事業体を意味する。

## 第2章 管轄機関

## 第5条：

カンボジア人労働者の外国派遣の管理については、外務・国際協力省および内務省との協力の下で、労働・職業訓練省が管轄省となるものとする。

### 第3章 人材派遣会社

#### 第6条：

外国で就労するカンボジア人労働者を募集しようとするすべての代理店は、その他の規則に別段の定めがある場合を除き、労働・職業訓練省の省令に従って無料で許可を取得するものとする。

許可交付の手続については、労働・職業訓練省の省令に基づき決定されるものとする。

人材派遣会社は、カンボジア王国のあらゆる法律および規則を遵守するものとする。

#### 第7条：

人材派遣会社は、許可を取得するために、以下の要件を満たすものとする：

- a) 十分なスタッフ、事務用品、通信および交通手段を備えた事務所を定まった住所に有していること；
- b) 以下を備えた、適切な規模の訓練センターを有していること：
  - － 就労市場の標準的スキルおよびニーズを満たすための職業および語学訓練、ならびにガイドラインに従って行う派遣前オリエンテーション訓練のための器材および設備を備えた建物；
  - － 健康、衛生、および安全が十分に確保された適切な居住および食堂施設；ならびに、
  - － 労働・職業訓練省が認可する内部規則。
- c) 労働者受入れ側の標準的スキルおよびニーズを満たす語学訓練を行うための語学教師を擁していること；
- d) 職業斡旋サービス業務の責任および手続について、労働・職業訓練省との間で契約を締結すること；
- e) 本政令の第8条および第10条に定めるガイドラインに従って、保証金を適切に預託すること；
- f) 受入国に恒久的な代表者を擁していること。

#### 第8条：

人材派遣会社は、労働・職業訓練省の省令に基づく許可の交付を受けた後 15（十五）日以内に、100,000（十万）米ドル相当の保証金をリエル建てで、いずれかの銀行の労働・職業訓練省の口座に預託するものとする。当該保証金預託に係わる文書の原本は、労働・職業訓練省に保管されるものとする。

#### 第9条：

労働・職業訓練省は、人材派遣会社に関し、通常検査および特別検査を実施するものとする。

## 第 4 章 預託保証金の使用

### 第 10 条：

労働・職業訓練省の口座に保管される預託保証金は、以下のような重大な事態を解決するために、労働・職業訓練省が引き出し、利用することができる：

- a) 労働者の安全を確保するために労働者の安全な場所への移動または労働者の帰国が必要となる不可抗力、戦争、社会不安、伝染病が受入国または労働者が就労する場所において発生した場合には、使用のために引き出された預託保証金は国家予算もしくはいずれかの救済基金によって補填される。
- b) 人材派遣会社と労働者、または人材派遣会社と労働・職業訓練省との間の契約に定めるいずれかの条件を人材派遣会社が履行しない場合であって、人材派遣会社が和解の原則に基づき事態を解決しないために労働者の利益が損なわれた場合には、引き出され使用された預託保証金については、人材派遣会社が 15 (十五) 日以内に補充するものとする。

### 第 11 条：

以下に該当する場合には、人材派遣会社は、預託保証金の返還を求めることができる：

- － 人材派遣会社が、カンボジア人労働者の募集および外国派遣を完全に中止した場合；
- － 外国に派遣された労働者全員が帰国済みである場合；
- － 人材派遣会社が、労働者との問題を完全に解決済みであること。

## 第 5 章 就労市場および労働者の技能

### 第 12 条：

労働・職業訓練省は、カンボジア国民の雇用機会を創出するために、外国の良質な就労市場を追求し、探索のための支援およびインセンティブを提供するものとする。

### 第 13 条：

人材派遣会社は、カンボジア国民の雇用機会を創出するために、労働・職業訓練省および外務・国際協力省と協力して労働力および職業技能の需要について探求し調査するものとする。

### 第 14 条：

労働・職業訓練省は、その正当な資格の範囲において、カンボジア王国政府と労働力を利用する受入国との間で締結する条約もしくは覚書 (MoU) の作成に当たって、外務・国際協力省と協力するものとする。

## 第6章 契約

### 第15条：

人材派遣会社は、カンボジア人労働者を募集し外国に派遣するに当たって、いくつかの契約を締結し、適正に実施するものとする。

必要な契約には、以下等が挙げられる：

- － 労働・職業訓練省と人材派遣会社との間の契約；
- － 就職斡旋サービス契約と題されるべき、人材派遣会社とカンボジア人労働者との間の契約；
- － 雇用契約と題されるべき、外国の雇用者とカンボジア人労働者との間の契約書。

雇用契約には、特に労働条件、職位、職種、報酬、ならびに主要連絡先住所が明確に記述されるものとする。

### 第16条：

労働・職業訓練省と人材派遣会社との間の契約ならびに就職斡旋契約は、カンボジア王国の適用法および規則に従って、クメール語によって作成されるものとする。

### 第17条：

雇用契約は、受入国の適用法および規則に従って、クメール語、英語、ならびに受入国の言語によって作成されるものとする。

当該諸契約は、外務・国際協力省を通じ、在受入国カンボジア大使館もしくは代表使節団に届け出られるものとする。

### 第18条：

本政令第15条に定める諸契約のひな型については、労働・職業訓練省の省令によって定められるものとする。

当該諸契約は、労働・職業訓練省の代表者によって署名されるものとする。

## 第 7 章 労働者の募集および派遣前オリエンテーション

### 第 19 条：

人材派遣会社は、外国に派遣されるカンボジア人労働者の受入国の定めに従った申請書式および健康診断について、責任を負うものとする。

外国に派遣されるカンボジア人労働者は、義務兵役を逃れることはできない。

### 第 20 条：

人材派遣会社は、出発前オリエンテーションの過程で、在受入国カンボジア大使館もしくは代表使節団ならびに労働・職業訓練省との連絡用の通信手段、住所、および電話番号の情報を労働者に提供するものとする。

### 第 21 条：

人材派遣会社は、外国における就労のために労働者を募集する前に、職種、職場、労働時間、技能、給与、手当、健康保険、居住施設、交通手段、ならびに職場および居住地域のセキュリティおよび安全等の労働条件および生活条件について、責任を持つものとする。

### 第 22 条：

人材派遣会社が行う広告は、選抜基準、労働条件、ならびに雇用期間中に付与される報酬に関し、虚偽もしくは隠蔽することなく、すべて事実に基づき適正かつ包括的であるものとする。

### 第 23 条：

人材派遣会社は、すべての派遣前訓練およびオリエンテーションの課程を実施するに当たって、労働・職業訓練省およびその他の関連機関と協力するものとする。

労働・職業訓練省は、課程を恙無く修了した労働者について、証書を交付するものとする。

### 第 24 条：

人材派遣会社は、契約に従って労働者を受入国の職場に派遣することについて責任を負うものとする。

人材派遣会社は、労働者を派遣する都度、在受入国カンボジア王国大使館もしくは代表使節団ならびに労働・職業訓練省に対し、明解な報告書を作成し提出するものとする。

## 第 25 条 :

人材派遣会社は、労働者が派遣され就労する都度、個々の労働者に関連するあらゆる情報およびデータを所定の記録簿に適切に記録するものとする。

各種公的文書から労働者に関連するあらゆる情報およびデータを人材派遣会社が記録するための記録簿は、労働・職業訓練省によって発行されるものとする。

## 第 8 章 労働者の帰国

### 第 26 条 :

労働者の雇用契約が満了し更新の予定がない場合、人材派遣会社は、それぞれの帰国日の 30（三十）日前までに、労働者の員数および氏名ならびに労働者が入国する日時および国境地点を明記した上で、在受入国カンボジア王国大使館もしくは代表使節団ならびに労働・職業訓練省に公式に通知することによって、労働者の帰国に係わる適切な手配を行うものとする。

### 第 27 条 :

人材派遣会社は、労働者がカンボジア王国に安全に帰国できるよう、適切なサービスを提供するものとする。

### 第 28 条 :

労働者のカンボジア王国への帰国を受けて、人材派遣会社は、外国で就労した雇用証明書を将来の利用に備えて受領するために、労働者を労働・職業訓練省に出頭させるものとする。

## 第 9 章 紛争の解決

### 第 29 条 :

外国での就労のための出発前に人材派遣会社と労働者の間で発生した一切の紛争については、カンボジア王国の労働法およびその他の適用規則に従って解決されるものとする。

### 第 30 条 :

外国の雇用者と外国で就労中の労働者との間に発生する紛争については、人材派遣会社ならびに在受入国カンボジア王国大使館もしくは代表使節団が解決の作業に参画するものとする。

労働・職業訓練省の専門官の参画または弁護士の起用が必要となる事態が発生した場合には、すべての費用は人材派遣会社が負担するものとする。

## 第 10 章 労働者の消息不明

### 第 31 条 :

就職斡旋サービス契約の履行途上でいずれかの労働者が消息不明となった場合、人材派遣会社は、直ちに管轄当局、内務省、および労働・職業訓練省に通知するものとする。

### 第 32 条 :

雇用契約の履行途上でいずれかの労働者が消息不明となった旨の情報を入手した場合、人材派遣会社は、直ちに在受入国カンボジア王国大使館もしくは代表使節団、ならびにカンボジア王国の内務省、および労働・職業訓練省に通知するものとする。

## 第 11 章 社会保険制度

### 第 33 条 :

人材派遣会社は、外国に派遣された労働者が、受入国の適用法および規則に従って社会保険制度の適切な適用を確実に受けられるよう、手配する責任を負うものとする。

### 第 34 条 :

労働・職業訓練省は、労働者のための社会保険制度適用ならびに受入国との協力関係について、人材派遣会社のパフォーマンス状況を監視するものとする。

## 第 12 章 労働者によるカンボジアへの送金

### 第 35 条 :

人材派遣会社は、外国に派遣された労働者が銀行システムを通じ金銭を預託しカンボジアの家族に送金することを容易にするために、いずれかの安全な銀行に口座を開設し利用することに関し、労働者を支援するものとする。

### 第 36 条 :

労働・職業訓練省は、必要に応じて、外国からの送金のための銀行口座開設が円滑に進むよう、支援するものとする。

## 第 13 章 表彰

### 第 37 条：

労働者の募集および外国への派遣について本政令の規定に従って優秀なパフォーマンスを達成した人材派遣会社は、個々のパフォーマンス水準に照らして表彰されるものとする。

### 第 38 条：

契約を良好に履行した人材派遣会社に対し、労働・職業訓練省は表彰証書を交付するものとする。

## 第 14 章 罰則

### 第 39 条：

いかなる人材派遣会社も、本政令のいずれかの規定に違反した場合には、以下の罰則が適用されるものとする：

- － 書面による警告；
- － 許可の一時的停止；
- － 許可の取り消し。

### 第 40 条：

いかなる人材派遣会社または者も、本政令もしくは適用法のいずれかの規定に違反または自らの機能および資格を利用して募集活動に不適切な障害をもたらした場合、また労働者を不法に外国に派遣した場合、適用法に基づき処罰されるものとする。

## 第 15 章 最終規定

### 第 41 条：

労働・職業訓練省は、本政令を効果的に実施するためのガイドラインを提供することを目的として、通達を公布するものとする。

### 第 42 条：

カンボジア人労働者の外国派遣に関する 1995 年 7 月 20 日付け政令第 57 号、ならびに本政令と矛盾する一切の規定は、取消され無効と見做されるものとする。

**第 43 条 :**

本政令の施行については、閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、労働・職業訓練大臣、外務・国際協力大臣、ならびにすべての関連省庁の国务大臣および長官が、制定日以降責任を負うものとする。

2011 年 8 月 17 日 プノンペンにて

首相

サムデック・アッカ・モハ・セナ・パダイ・テチョ・フン・セン

**配布先 :**

- 宮内省 ;
- 憲法評議会事務局長
- 上院事務局長
- 国民議会議事務局長
- 王国政府事務局長
- 首相内閣府
- 副首相内閣府
- 第 43 条該当者
- ロイヤル・ガゼット
- 文書管理